

第1章 総則

(名称)

第1条

- 1) 本会は日本神経生理検査研究会と称する。

(事務局)

第2条

- 1) 本会の事務局は事務局長の所属施設をもって事務局とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

- 1) 本会は末梢および中枢神経、筋における電気生理学的検査、および、これに関連する機能検査や画像検査についての研究、学習、および技術の向上・研磨、教育を目的とする。

(事業)

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 年次勉強会、展示会など
- 2) 技術講習会
- 3) その他必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条

会員の種別は以下の通りとする。

- 1) 正会員

本会の目的に賛同協力する臨床検査技師および技術者。

但し、技術者とは大学、短大、専門学校を卒業し、神経生理検査に従事または関連する業務についている者とする。

- 2) 特別会員

本会のために特別な功績がある者で、評議員会で選ばれ、総会で承認された者とする。

特別会員は年会費を免除する。

(入会)

第6条

- 1) 会員になろうとする者は**所定の用紙**に必要事項を記入し、第7条に定める会費（その年度会費）を添えて本会事務局に申し込むものとする。
- 2) 事務局は、入会手続きが完了したものに会員証を発行する。

(注) 所定の用紙とは、別に事務局で作成した用紙示す。

(会費)

第7条

本会の会費は次の通りとする。

- 1) 正会員 500円 /一年
- 2) 入会初年度に限り入会金として、500円を徴収する。
- 3) 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返納しない。
- 4) 会費の変更は評議員会で承認され、総会で議決する。

(資格および権利)

第8条

- 1) 正会員は年次研究会で業績を発表することができる。
- 2) 正会員は本会企画事業の優先的な参加資格をもつ。
- 3) 正会員は本会運営の神経生理検査MLに入会する資格をもつ。

(資格の喪失・退会および除名)

第9条

会員は次の場合にその資格を失うものとする。

- 1) 退会の希望を本会事務局へ届けたとき
- 2) 会費を引き続き2年以上滞納したとき
- 3) 本会の名誉を著しく傷つけ、またはその目的に反する行為があったとき

第4章 役員

(役員)

第10条

- 1) 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
地区連絡責任者	若干名
評議員	若干名
事務局補佐	2名

- 2) 会長は副会長、事務局長、会計を任命する。

(会長の選出)

第11条

- 1) 会長は評議員の議を経て、選出された後、総会において承認されるものとする。

(評議員)

第12条

- 1) 会長の命により、本会の発足に至り、理解・賛同し、当会の運営に協力する意志をもった有志若干名を初代評議員とする。
- 2) 評議員は正会員の中より選出し、総会の承認を得たのち、会長が委嘱する。
- 3) 評議員は評議員会において本会の事業の企画・運営についての審議をする。
- 4) 評議員会は会長が召集し、会長の諮問に応えるものとする。会は原則として年一回開催される。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催できる。
- 5) 評議委員会は評議員の三分の二以上の参加をもって成立する。

- 6) 評議委員会の議長は会長または副会長が務める。
- 7) 評議員会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合、議長の決するところとなる。
- 8) 評議員は原則として、三役および地区代表者より構成され、会長が会に対して必要と認められた若干名が加わる。

(地区連絡代表者)

第13条

- 1) 連絡代表者は会長の命に正会員から選出され委嘱される。
- 2) 担当地区の会員動態を把握、入会退会の窓口となり、担当地区連絡責任者とする。

(役員任期)

第14条

- 1) 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 総会

(総会)

第15条

- 1) 総会の議長は三役のいずれかとする。

第16条

- 1) 通常、総会は年一回、会長が召集する。
- 2) 臨時総会は評議員会の議決により、会長が召集する。
- 3) 臨時総会はFAXやインターネットなどの通信手段を使って行うことができる。
- 4) 議長に対し、正会員の10分の1以上から、会議に付議すべき事項と理由を記載した書面をもって総会の開催を請求されたとき、会長は可及的すみやかに臨時総会を召集しなければならない。

第17条

- 1) 総会は次の事項を議決する。
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) 事業計画および収支予算
- 4) 会則の変更
- 5) 会長、役員、評議員の承認
- 6) その他評議員会において必要と認められた事項

第18条

- 1) 総会は正会員の10分の1以上の出席がなければその議事を開き、議決することができない。但し、当該事項につき、書面または委任状をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。総会の議事は出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとなる。

第19条

- 1) 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第20条

- 1) 臨時総会および評議員会は、インターネットなどあらゆる通信手段を用いて行うことができる。

第6章 会計

(会計年度)

第21条

- 1) 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする

(運営方法)

第22条

- 1) 本会は正会員、及び事業参加費により運営される。

(会計監査員)

第23条

- 1) 本会は会計監査員を会長の命により正会員の中から選出し委嘱する。

(会計報告)

第24条

- 1) 本会の会計事業年度終了後、すみやかに会計監査受け、監査意見を添えて、毎年1回、評議員会および総会において承認を受けなければならない。

第7章 会則の変更

第25条

- 1) 本会会則の変更は、役員会の議を経て、評議員会における出席者(参加者)の過半数の賛成、および総会における議決を得なければならない。

第8章 インターネット事業

第26条

- 1) 本会は全国地域に散在する本会員及び非会員を対象とし、迅速な情報交換の手段として日本神経生理検査研究会ホームページを作成し管理・運営する。

第27条

- 1) 本会は、本会員のための迅速な情報交換を目的に神経生理検査メーリングリストを運営・管理する。

第28条

- 1) 本会ホームページおよびメーリングリストは会長が最高責任者とし、インターネット管理委員が管理・運営する

(インターネット管理委員)

第29条

- 1) インターネット委員は会長が正会員より任命し委嘱する。

第30条

- 1) 任期は特に定めない。

付則 1 本会会則は2008年(平成20年)5月16日より実施する。